

鋼 船 規 則

規
則

N 編

液化ガスばら積船

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

改正その 1

2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

2.2 乾舷及び復原性

2.2.4 復原性計算機（IGC コード 2.2.6 及び 2.2.7 関連）＊

-3.を次のように改める。

-3. 前-1.又は-2.の規定により復原性計算機を備える場合には、~~本会~~主管庁により発行された計算機の承認証明書を船上に保持しなければならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2016 年 12 月 27 日から施行する。

6 章 構造材料及び品質管理

6.3 一般試験要件及び試験片（IGC コード 6.3）

6.3.2 衝撃試験*

-4.を次のように改める。

-4. 3 個 1 組の吸収エネルギーの平均値が規定の平均値に満たない場合，2 個以上の試験片の値が規定の平均値より低い場合，又は 1 個の試験片の値が個々の試験片に規定される最小値より低い場合は，さらに同じ材料から 3 個の試験片を採取して再試験を行うことができ，結果は先に行った結果と併せて新しい平均値とする。この新しい平均値が規定の平均値以上の場合，合計 6 個の試験片のうち，2 個以下の試験片の値が規定の平均値より低く，かつ，1 個以下の試験片の値が個々の試験片に規定される最小値より低い場合でも，ピース又はロットを合格とすることができる。

6.4 の表題を次のように改める。

6.4 金属材料に関する要件（IGC コード 6.4 関連）

6.4.2 として次の 1 条を加える。

6.4.2 表示

規定の試験に合格した鋼材の表示は，**K 編**によるほか，衝撃試験が要求される鋼材には，材料記号の末尾に衝撃試験温度と「T」を付す。（表示例：KL33-50T，0℃の場合は-0T とする。）

表 N6.3 を次のように改める。

表 N6.3 設計温度が -55°C より低く、 -165°C ⁽²⁾までの貨物タンク，二次防壁及びプロセス用圧力容器用の板，型材及び鍛造品⁽¹⁾。ただし，最大厚さ 25 mm ^{(3),(4)}とする。

最低設計 温度（℃）	化学成分 ⁽⁵⁾ 及び熱処理	衝撃試験温度 （℃）
-60	1.5%ニッケル鋼 - 焼ならし，焼ならし後焼戻し，焼入れ焼戻し又は TMCP ⁽⁶⁾	-65
-65	2.25%ニッケル鋼 - 焼ならし，焼ならし後焼戻し，焼入れ焼戻し又は TMCP ^{(6),(7)}	-70
-90	3.5%ニッケル鋼 - 焼ならし，焼ならし後焼戻し，焼入れ焼戻し又は TMCP ^{(6),(7)}	-95
-105	5%ニッケル鋼 - 焼ならし，焼ならし後焼戻し又は焼入れ焼戻し ^{(6),(7),(8)}	-110
-165	9%ニッケル鋼 - 2 回焼ならし後焼戻し又は焼入れ焼戻し ⁽⁶⁾	-196
-165	オーステナイト系ステンレス鋼 - 例，304，304L，316，316L，321 及び 347 タイプ，固溶化処理 ⁽⁹⁾	-196
-165	アルミニウム合金 ⁽¹⁰⁾ - 例，5083 タイプ 焼なまし	要求せず
-165	オーステナイト F_e-N_i 合金（36%ニッケル鋼） 承認された熱処理	要求せず
引張及び衝撃試験要件		
試験頻度：		
板	ピースごとに試験	
形材及び鍛造品	ロットごとに試験	
じん性（V ノッチシャルピー衝撃試験）：		
板	横方向試験片，最小平均吸収エネルギー値（KV）27J	
形材及び鍛造品	縦方向試験片，最小平均吸収エネルギー値（KV）41J	

注

- (1) 限界で使用する鍛造品の衝撃試験の規定は，本会の適当と認めるところによる。
- (2) 設計温度が -165°C より低い場合の要件は，特別に本会の承認を得なければならない。
- (3) 厚さが 25 mm ~~以上~~ ^{を超える} $1.5\%N_i, 2.25\%N_i, 3.5\%N_i$ 及び $5\%N_i$ 鋼については，衝撃試験を次のように実施しなければならない。

材厚 (mm)	試験温度 ($^{\circ}\text{C}$)
$25 < t \leq 30$	設計温度より 10°C 低い温度
$30 < t \leq 35$	設計温度より 15°C 低い温度
$35 < t \leq 40$	設計温度より 20°C 低い温度

いかなる場合にも，試験温度は，表 N6.3 に示す温度よりも高いものであってはならない。

最小平均吸収エネルギー値は，試験片の寸法に応じて，表に定められた値以上としなければならない。厚さ 40 mm 以上の材料については，最小平均吸収エネルギー値を特に考慮しなければならない。

- (4) 厚さ 25 mm を超える $9\%N_i$ 鋼，オーステナイト系ステンレス鋼及びアルミニウム合金の使用については，本会の適当と認めるところによる。
- (5) 化学成分は，本会が適当と認める基準に従ったものでなければならない。
- (6) TMCP により製造された N_i 鋼は本会の適当と認めるところによる。
- (7) 焼入れ焼戻し鋼は，特に本会の承認を得て，さらに低い設計温度に対して使用することができる。
- (8) 特別な熱処理をした $5\%N_i$ 鋼 (例えば 3 回熱処理したもの) は，衝撃試験を -196°C で行う場合に限り，本会の特別な承認を得て -165°C までの設計温度に対して使用することができる。
- (9) 衝撃試験は，本会の承認を得て省略することができる。
- (10) 5083 タイプ以外のアルミニウム合金については，じん性を確認するための試験を要求することがある。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017年7月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021年1月1日以降の引き渡しが行われる船舶
3. 前2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定を適用する。
 - (1) 施行日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 施行日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、施行日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 達 第 76 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 12 月 27 日 達 第 76 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

改正その 1

N1 通則

N1.1 一般

N1.1.1 として次の 1 条を加える。

N1.1.1 適用

規則 N 編 1.1.1-2.の適用上，国際航海に従事しない液化ガスばら積船への規則適用については，次の-1.及び-2.によることができる。

-1. 規則 N 編 2.2.4-3.の規定は適用しない。

-2. 2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶については，規則 N 編 2.2.3 の要件に基づき承認された復原性資料に従い，かつ，当該資料に含まれる損傷時復原性計算の計算条件として記載されている貨物又は貨物の比重の範囲内で運送する船舶にあつては，規則 N 編 2.2.4-4.にかかわらず，規則 N 編 2.2.4-1.から-3.の要件を免除することができる。

附 則（改正その 1）

1. この達は，2016 年 12 月 27 日から施行する。

N3 船体の配置

N3.2 居住区域、業務区域及び機関区域並びに制御場所

N3.2.6 を次のように改める。

N3.2.6 空気取入口、排出口及びその他の開口の閉鎖装置

-1. 規則 N 編 3.2.6 の規定の適用上、閉鎖装置は適当なガス密性を有するものでなければならない。ガasketのない鋼製防火フラップは認められない。

-2. 規則 N 編 3.2.6 の規定の適用上、規則 N 編 19 章表 N19.1 の f 欄において毒性ガス検知(T)の要求されるプロダクトを運送する場合の閉鎖装置は、次の(1)及び(2)に定めるところによること。

(1) 前-1.に定めるところによること。

(2) 通風装置の排気口及び吸気口の両方にこの内側からの閉鎖装置を設ける。機関室ケーシング、貨物機関区域、電動機室及び操舵機室にあっては、開口に設ける閉鎖装置を当該区域の内部から操作できるものとしなくて差し支えない。

N3.5 貨物エリア内の区画への交通

N3.5.3 を次のように改める。

N3.5.3 ホールドスペース等の区域内への交通

~~-1. 規則 N 編 3.5.3(1)(b)及び(c)に規定される最小開口寸法の詳細は図 N3.5.3 による。~~

-1. 規則 N 編 3.5.3(1)(b)に規定する 600 mm×600 mm 以上の開口については、その四すみに適当な丸みを付けること。600 mm×600 mm の開口とする場合、その R は 100 mm 以下とすること。開口周りの応力集中を避けるために、四すみの R を大きくする場合については、上記 600 mm×600 mm の開口と同等の交通性を確保するために、さらに大きな開口とすること。例えば、600 mm×800 mm の開口とする場合には、300 mm 以下の R とすることができる（図 N3.5.3-1.参照）。。

-2. 規則 N 編 3.5.3(1)(c)に規定する 600 mm×800 mm 以上の開口については、その四すみに適当な丸みを付けること。600 mm×800 mm の開口とする場合、その R は 300 mm 以下とすること（図 N3.5.3-1.参照）。また、上記 600 mm×800 mm の開口は、原則として垂直方向を 800 mm とするが、二重底区画の桁板や肋板のように、構造強度上大きな開口を設けることが望ましくない場合については、垂直方向を 600 mm として差し支えない。

-3. 規則 N 編 3.5.3(1)(c)の規定の適用上、担架に載せた負傷者を容易に搬出することが可能なことが検証される場合、通常の 600 mm×800 mm とは異なる寸法の開口（例えば図 N3.5.3-2.のようなもの。）とすることができる。

-4. 規則 N 編 3.5.3(1)(c)の規定の適用上、垂直面の開口までの高さが 600 mm を超える場合にあっては、踏み板及びグリップを取りつけると共に、担架に載せた負傷者を容易に搬出することが可能なことを実証すること。

~~-5.~~ 小型船（ $L_f < 70m$ ）であって、国際航海に従事せず、かつ、航路を制限する条件で登録を受ける船舶(船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記す

るもの)においては、規則 N 編 3.5.3(1)(b)及び(c)に規定される最小開口寸法は、下記の通りとして差し支えない。

(1) 一体型タンク

- ・貨物タンクに隣接する空所及び毒性プロダクトを積載する貨物タンクに隣接する WBT

水平 500mm×500mm

垂直 500mm×650mm

- ・毒性プロダクト以外のプロダクトを積載する貨物タンクに隣接する WBT 及び貨物タンクに隣接する FOT

水平 450mm×450mm

垂直 450mm×550mm

(2) 独立型タンク

- ・貨物タンク周囲

水平 500mm×500mm

垂直 500mm×650mm

~~36.~~ 二次防壁が要求されない独立型貨物タンクを収容するホールドスペースから一重のガス密鋼製囲壁によって隔離されている区域への交通が、ガス安全場所を通らず、かつ開放された暴露甲板から直接又は間接のものみの場合、当該区域内の交通孔には、規則 N 編 3.5.3(1)(b)及び(c)の規定は、適用しなくて差し支えない。

~~47.~~ 前~~36.~~に定める区域への暴露甲板からの交通孔は、危険場所に開口して差し支えない。この場合、当該区画には、規則 N 編 3.5.3(1)(b)及び(c)の規定以外の危険場所に対する規定を適用すること。

~~58.~~ 規則 N 編 3.5.3(3)の規定の適用上、当該区画への暴露甲板からの交通孔は、前~~47.~~に定めるところによって差し支えない。

図 N3.5.3 を削り、図 N3.5.3-1.及び図 N3.5.3-2.として次の 2 図を加える。

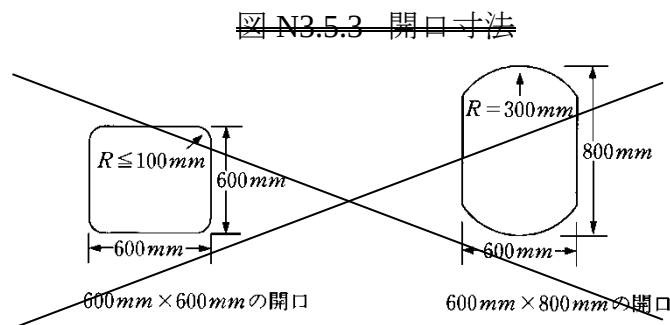
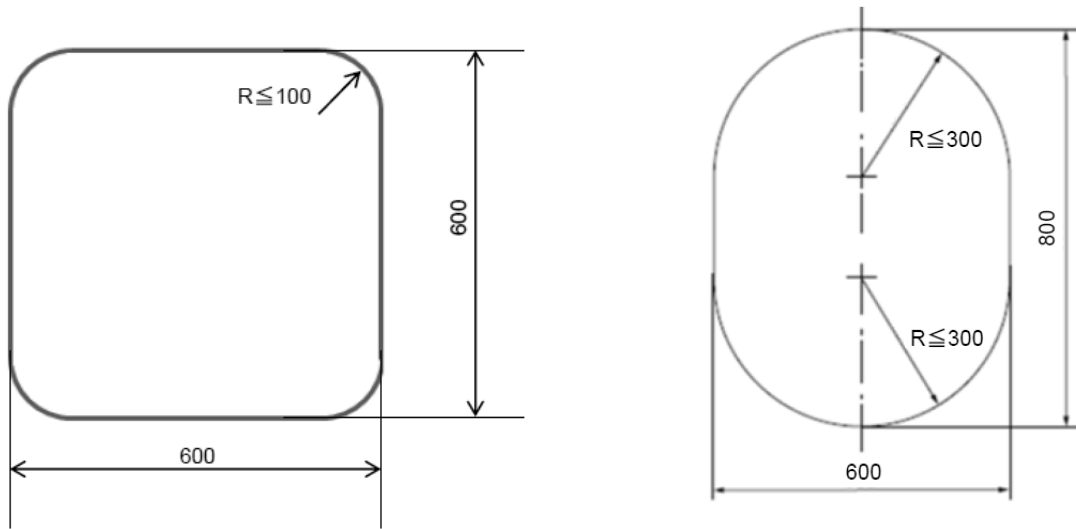


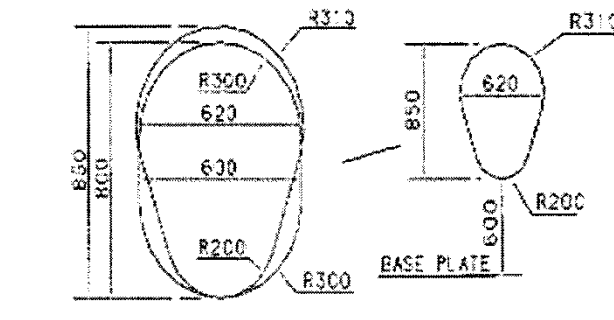
図 N3.5.3-1. 開口寸法



600 mm x 600 mm の開口

600 mm x 800 mm の開口

図 N3.5.3-2. 垂直面に設ける交通口の例



附 則（改正その2）

1. この達は、2016年12月27日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

N2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

N2.7 残存要件

N2.7.1 残存要件

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 N 編 2.7.1-3.(1)の規定の適用上, 「風雨密に閉鎖しうる他の開口」には, 規則 C 編 23.6.5-2.又は規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であつても, 運航上の理由から, 機関室又は非常用発電機室 (非常用発電機室は, 復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合) に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含めない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

N5 プロセス用圧力容器並びに液，蒸気及び圧力用管装置

N5.8 管の組立及び継手の詳細

N5.8.2 を次のように改める。

N5.8.2 フランジ無継手

-1. 規則 N 編 5.8.2(2)の規定にいう「本会が適当と認める規格」とは，JIS B 2316 もしくは JIS F 7810 又はこれと同等の規格をいう。

-2. 規則 N 編 5.8.2(3)の規定にいう「~~ねじ込み継手~~本会が適当と認める規格」とは，JIS B 0203 又はこれと同等以上の規格に適合するものとするをいう。

附属書 1 液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領

1 章 通則

1.2 を次のように改める。

1.2 提出図面及びその他の書類

規則 B 編 2.1.2-1.(3)に定める承認用提出図面及びその他の書類並びに規則 B 編 2.1.2-1.(6)(7)若しくは規則 B 編 2.1.3-2.に定める「本会が必要と認める図面及びその他の書類」に基づき、本会に提出すべき当該装置等に関する図面及びその他の書類は、次の(1)及び(2)並びに 2 章以下の規定に掲げるもののうち該当するものとする。

((1)及び(2)は省略)

6 章 逃し弁

6.4 試験・検査

6.4.2 流量試験

-1.を次のように改める。

-1. 吹出し流量及び吹出し係数を測定するための試験（以下、「流量試験」という）は、プロトタイプテスト並びに既に承認された吹出し係数 K を~~船用材料・機器等の承認及び認定要領第6編3章の規定に従って~~増加する場合に行うこと。

附 則（改正その4）

1. この達は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶

N6 構造材料及び品質管理

N6.4 材料

N6.4.1 を次のように改める。

N6.4.1 金属材料に関する一般規定

-3. 規則 N 編表 N6.3 の適用上、次の(1)から(34)に示すところによること。

(1) 本表の脚注(2)に示す-165℃より低い設計温度での使用について、5083 タイプのアルミニウム合金、オーステナイト系ステンレス鋼、36%Ni 鋼及び 9%Ni 鋼は、-196℃の設計温度で使用して差し支えない。

(2) 本表の脚注(4)に示す材料に関し、厚さ 25 mm を超え 40 mm までの 9%Ni 鋼にあつては、厚さ 25 mm 以下の 9%Ni 鋼に対する規定を適用する。

(23) 本表の脚注(5)に示す化学成分の規格値は、規則 K 編に定める材料について、同編の関連規定の定めるところによる。

(34) 本表の脚注(9)に示す衝撃試験の省略は、本表に掲げるタイプのオーステナイト系ステンレス鋼について、一般的に認められる。

-4. 規則 N 編表 N6.4 の適用上、次の(1)から(5)に示すところによること。

(1) 本表の脚注(1)に示す縦及びスパイラル溶接管の使用は、前-1.(1)に示すところによる。

(2) 本表の脚注(2)に示す鍛造品及び鑄造品の規格値は、規則 K 編に定められているものについて、同編の関連規定に定めるところによる。

(3) 本表の脚注(3)に示す-165℃より低い設計温度での使用に対しては、前-3.(1)に示すところによる。

(4) 本表の脚注(5)に示す化学成分の規格値は、前-3.(23)に示すところによる。

(5) 本表の脚注(8)に示す衝撃試験の省略は、前-3.(34)に示すところによる。

-5. 規則 N 編 6.4.1(6)の適用上、鑄造品の規格値は、規則 K 編に定められているものについて、同編の関連規定に定めるところによる。

附 則（改正その 5）

1. この達は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶
3. 前 2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定を適用する。
 - (1) 施行日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 施行日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、施行日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

附属書 1 液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領

5 章 弁

5.1 一般

5.1.1 を次のように改める。

5.1.1 適用

本章の規定は、規則 N 編 5 章の規定に基づき、貨物タンク又はインタバリアスペースに直接取付けられる弁、~~並びに~~貨物及びプロセス用管装置用弁~~並びに~~付属管装置又は計測用管装置に使用される弁に適用する。ただし、6 章に規定される逃し弁を除く。

5.3 試験・検査

5.3.2 製品検査

-4.として次の 1 項を加える。

-1. 弁は、製造時、次の(1)から(4)に定める試験・検査を行うこと。

(1) 材料試験：規則 K 編関連各章及び規則 N 編表 N6.4 の規定による。

(2) 水圧試験：常温において、設計圧力の 1.5 倍の試験圧力で行う。ただし、独立型タンクタイプ C に直接取付けられるものにあつては、設計圧力の 2 倍の試験圧力で行う。水以外の媒体による試験を採用する場合、規則 N 編 5.13.2-2.の規定による。

(3) 気密試験：常温において、設計圧力の 1.1 倍の試験圧力で行う。

(4) 弁座漏洩量確認試験：弁座漏洩量確認試験は、常温において、設計圧力の 1.1 倍の試験圧力で全数に対し行う。さらに、設計温度が-55℃未満の場合、弁の各寸法及び各型式ごとに少なくとも全数の 10%に対し、最低設計温度以下でかつ設計圧力の 1.1 倍の試験圧力以上で行う。この抜取試験に不合格があつたときは、試験対象となっていない弁の一部又は全部に対し最低設計温度以下での試験を要求する。

-2. 弁は、本船取付け後、規則 N 編 5.13.2-3.及び 5.13.2-5.に定める使用試験を行う。

-3. 前-1.に定める試験・検査について、前-1.(4)における最低設計温度以下において行う弁座漏洩量確認試験を除き、製造所が別に定める「事業所承認規則」に従い審査を受け、承認されている場合、該当する社内試験成績書の提出をもって試験の立会を軽減することができる。

-4. 外径 25 mm 以下の管装置における、計測装置を切離すために使用する弁にあつては、前-1.に定める試験・検査について、該当する社内試験成績書の提出をもって試験の立会を省略することができる。

附 則（改正その 6）

1. この達は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に試験の申込みがあった弁であって、施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載される弁については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。